

## 【 健康保険証をなくしたとき 】

法改正に伴い、健康保険証の再発行ができません。原則マイナ保険証による受診となります。  
手続きに関する詳細は下記の表を参照してください。

マイナ保険証の有無	対応方法	提出書類	医療機関受診時に使用する「証」	備考
マイナ保険証あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>「資格確認書等滅失届」を当健保組合へ提出することで、保険証の滅失を報告してください。</li> <li>医療機関受診時は、マイナ保険証を使用してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「資格確認書等滅失届」</li> </ul>	マイナ保険証	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナ保険証を紛失した場合は、マイナンバー機能停止の手続きが必要です。ご自身でマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)へご連絡ください。あわせて警察に遺失届・盗難届をご提出いただき、発行される受理番号を控えておいてください。その後、市町村へマイナ保険証（マイナンバーカード）の再発行手続きを行ってください。</li> <li>再発行までの間に医療機関を受診される場合は、いったん全額自己負担で立て替えのうえ、後日「療養費支給申請書」にて立て替え部分の還付申請を当健保組合へ行ってください。（立て替えが難しい場合は、保険証に代わる資格確認書を発行します。「資格確認書 交付申請書」（交付料不要）を「資格確認書等滅失届」とあわせて当健保組合へ提出してください）</li> </ul>
マイナ保険証なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険証の滅失について「資格確認書等滅失届」を当健保組合へ提出してください。</li> <li>保険証に代わる資格確認書の発行依頼のため、「資格確認書再交付申請書」を当健保組合へ提出してください。</li> <li>医療機関受診時は、後日送付される資格確認書を使用してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「資格確認書等滅失届」</li> <li>「資格確認書 再交付申請書」（表外の※1を参照してください）</li> </ul>	資格確認書	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格確認書の発送日は下記リンク先より、“◆マイナ保険証（マイナポータル反映日）・「資格確認書」発送日（本人申請による発行）”に記載の“資格確認書発送日”を参照してください。</li> <li>⇒ 日本生命の被保険者・被扶養者の方はコチラ（※日本生命は被保険者も被扶養者の表を参照してください）</li> <li>⇒ グループ会社の被保険者の方はコチラ</li> <li>⇒ グループ会社の被扶養者の方はコチラ</li> </ul>

※1 「資格確認書 再交付申請書」の留意点について

- 発行理由は「その他」を選択してください
- 念書欄は記入不要です（「資格確認書等滅失届」にて念書の記入をいただくため）
- 再交付料として500円を振込し、申請書の裏面に振込控を貼付してください（一度振込みされた再交付料は、いかなる場合もご返金できませんのでご注意ください）